

(提案理由)

青柳善一郎

本問題ハ最キニ本部ノ議題ニ上リ否決トナル
 タノテアルカ現在ハ最早之ヲ容レテモ好イ時期ニ
 テワテ置ルト所ヘル元来俸給生活者ノ加入ヲ否決
 レタ理由ハ大体ニ於テ一、資本家ニ密着シテ居
 ルカヲ 二、教育ノ程度が違フカラ 三、有産階級
 ノ出カ多イト云フ様ナ矣カラテアワタガ然レ今日
 テハ俸給生活者ノ加入ニモ自覚シテ労働運動ニ
 共鳴シ能肉労働者ト共同路線ニ立テテ資本
 家ニ對抗スルオ至与トスル意見ヲ抱イテ居ル商
 ハ少クナイ過渡期ノ日本憲法ノ争議ニ社員
 ガ労働者ノ罷業ニ加リテ至リ例オモ界ルニ至ワ
 タカラ従来ノ態度ヲ一変シテ、サラリメン

ニ對スル門戶解放ヲニタイト思フ

(結果)

討論ノ結果サラリメンヲ加入セシムルコトハ余
 程嚴密ナル注意ヲ拂ハサレバ及ワザ資本家ノ
 利用スル如トナルガ故ニ否ケニ無制限ニ加入セシ
 ムル事トセズ先ツ彼等ノ加入ニ對スル門
 戶解放ノ声明書ヲ發表スル程度ニ止ムルトノ
 儀ニ決シ声明書起草委員ヲ設ケテ左ノ通
 達表可決シタリ

聲明書

現代ノ俸給生活者ハ資本主義ノ發達ニ伴フ
 近代大企業ノ勃興ニヨリテ新クニ發生シタル新
 中間階級ヲ構成スルモノナリ先ツ其ノ發生ノ初